☆最近 (/)のニュース

□ 衆議院の優越・・・教科書 p. 89 上図		
<原則1> 国会の議決は衆議院・参議院の議決の一致が必要。		
<原則2> 両院の議決が一致しない場合,(1)会が組織されることあ		
り。		
<原則3> 以下の場合,衆議院に大きな権限が与えられている。 =「衆議院の優越」		
優越事項	内 容	
(1) 法律案の議決	参議院が衆議院と異なった議決をした場合,衆議院が出席議員の(2) 以上の多数で再可決したときは,衆議院の議決だけで成立。	
(2) (3) の議決	(4) は衆議院に先に提出しなければならない。 参議院が予算を受け取ってから(5) 日以内に議決し ないときは、衆議院の議決が国会の議決となる。	
(3) (6) の承認	予算の議決と同じ。	
(4) (7) の指名	両院の指名が異なる場合は、予算のときの(s)日以 内が(s)日にかわる。	
(5) (9) の決議	内閣に対して不信任の決議をすることができるのは衆議院 のみ。参議院には議決権がない。	
□ 国会の運営 (法律が できるまで)・・・教科書 p. 91 上図		
① 法律案を提案できるのは,国会(10)か(11)である。		
② 議案に対して、国会での実質的な審議は、[12]を中心に行われる。		
その際、審議の過程で専門家などの意見を聞く(13)会が開かれることもある。		
③ ②で審議された結果が [14] に報告され、討論ののち採決される。		
④ ただし、最低必要な出席数である(15)として、委員会では、総議員の		
(16) 以上, 本会議では(17) 以上と定められている。		
課題 なぜ、衆議院にのみこのような大きな権限があたえられているか?		

公民学習ワークシート No. 6 国会(2)(教科書 p. 88~91) 正答

☆最近 (/)のニュース

□ 衆議院の優越 (教科書 p. 97)

<原則1> 国会の議決は衆議院・参議院の議決の一致が必要。

<原則2> 両院の議決が一致しない場合, [1 両院協議] 会が組織されることあり。

<原則3> 以下の場合、衆議院に大きな権限が与えられている。 =「衆議院の優越」

優越事項	内 容
(1) 法律案の議決	参議院が衆議院と異なった議決をした場合、衆議院が出席議員の(2 3分の2)以上の多数で再可決したときは、衆議院の議決だけで成立。
(2) (3 <mark>予算</mark>) の先議と議決	(4 予算)は衆議院に先に提出しなければならない。 参議院が予算を受け取ってから(5 30)日以内に議決しないときは、衆議院の議決が国会の議決となる。
(3) (6 条約) の承認	予算の議決と同じ。
(4) (7 <mark>内閣総理大臣</mark>) の指名	両院の指名が異なる場合は、予算のときの(8 30) 日以内が(8 10) 日にかわる。
(5) (9 <mark>内閣不信任</mark>) の決議	内閣に対して不信任の決議をすることができるのは衆議院の み。参議院には議決権がない。

□ 国会の運営(法律ができるまで)

- ⑤ 法律案を提案できるのは、国会(10 議員)か(11 内閣)である。
- ⑦ ②で審議された結果が [14 本会議] に報告され、討論ののち採決される。
- 8
 ただし、最低必要な出席数である(15
 定足数
)として、委員会では、総議員の (16

 2分の1
)以上、本会議では(17
 3分の1
)以上と定められてい

衆議院には解散制度があり、議員の任期も短いので、国民の意思がよく尊重されているから。